

西条市農業委員会 令和元年度 第5回総会 議事録

1. 日 時 令和元年8月8日(木) 午後2時00分から午後2時40分
2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室
3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名
4. 農業委員 出席者 23名 欠席者 1名 出席率 95.83%
推進委員 出席者 25名 欠席者 5名 出席率 83.33%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	11番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	高橋 悟	9番	長谷川 孝師	17番 青野 武
	2番	明比 典正	10番	一色 司	18番 佐伯 賢造
	3番	徳増靖記	12番	越智 兼正	19番 玉井 一男
	4番	加藤 武司	13番	山田 好一	21番 玉井 明
	5番	松本 義之	14番	村上 繁敏	22番 戸田 博明
	6番	白石利恵子	15番	山内 隆	23番 眞鍋 美鈴
	7番	西原 昇	16番	伊藤 健一	24番 高橋 忠親

○欠席者氏名

20番 佐伯 祐介

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	渡辺 春正	10番	安藤 英利	22番	佐伯 美一
	2番	石橋 和歆	12番	森田 忠茂	25番	渡部 靖
	3番	一色 達夫	13番	一色 和成	26番	越智 勝邦
	4番	高橋 豊重	14番	稲井 重弘	27番	玉井 隆志
	5番	伊藤 正夫	15番	武田 義臣	28番	桑原 俊樹
	6番	伊藤 龍二	16番	瀬良 隆彦	29番	曾我 敏数
	7番	日野 哲也	17番	垂水 久明	30番	今井 文雄
	8番	宮武 恭宏	18番	武田 喜義		
	9番	岡本 省三	19番	眞鍋 幸正		

○欠席者氏名

11番 栗田 房信 20番 高橋 正 21番 高橋 寿夫 23番 永井 正幸
24番 石川 清幸

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可及び農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について

議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 日野徳久 東予分室長 松木淳

事務局次長 今宮雅子

事務局副主査 渡邊龍也 事務局副主査 越智史郎

7. 議事内容

事務局 ただ今から、令和元年度 第5回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。
はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

会長 【会長挨拶】

事務局 ありがとうございました。それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。なお、大変申し訳ございませんが、農地法第3条関係の取り下げ議案が出ましたので、急遽追加をさせていただいております。よろしく願いいたします。

【会長、議長席に着く】

議長 それでは、ただ今から、令和元年度 第5回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議長 まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。

松本 義之 委員、白石 利恵子 委員の両委員にお願いいたします。

なお、欠席届が、農業委員さんの20番 佐伯祐介 委員から出ております。

また、推進委員から11番 栗田房信 委員、20番 高橋正 委員、21番 高橋寿夫 委員、23番 永井正幸 委員、24番 石川清幸 委員から出ておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席農業委員数は、23名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

書記については、事務局の 渡邊、越智の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法 第3条 関係

議長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明をいたします。

事務局 事務局の今宮です。よろしくお願ひします。

失礼して、着座にてご説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

60号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

61号及び62号は、〇〇の〇〇氏及び〇〇の〇〇氏が、互いの農地を交換しようとする申請でございます。

63号は、〇〇の〇〇氏が、借地の購入のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。(議案書の所在地が◎◎ 〇〇番〇になっておりますが、正しくは◎◎ 〇〇番〇でございます。お詫びして訂正いたします。)

64号は、〇〇の〇〇氏が、借地の購入のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

65号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

66号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

67号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請でございます。

ここで、申し訳ございませんが、議案書の移転の理由が「経営規

模拡大」となっておりますが、正しくは「贈与」でございます。
お詫びして訂正いたします。

68号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

69号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

70号及び71号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受け、子の〇〇氏へ、使用貸借権を設定しようとする申請でございます。〇〇氏は、経営移譲年金を受給しており、本人の経営面積をゼロにする必要があり、このような申請となりました。

72号、73号は、圃場整備対象地のため、取下げ願いが出ております。

74号は、〇〇の〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

75号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

76号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

77号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

78号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

79号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上、18件となります。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 以上18件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

60号からご意見をお伺いしたいと思っておりますので、順次、お願いいたします。

地区委員 60号 問題ありません。

61号、62号、問題ありません。

63号 問題ありません。

64号 問題ありません。

65号 問題ありません。

66号、67号 問題ありません。

68号 問題ありません。

69号 問題ありません。

70号、71号 問題ありません。

74号 問題ありません。

75号、76号、77号 問題ありません。

78号 問題ありません。

79号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、18件を原案どおり許可することといたします。

農地法第5条関係

議 長 次に、8ページ、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。
9ページをお願いいたします。

70号は、〇〇の〇〇氏外1名が、〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

71号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から、賃借権の設定を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

72号は、〇〇の有限会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、建売住宅を建設しようとする申請でございます。

73、74号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏相続人〇〇氏外2名から所有権の移転を受けるとともに、〇〇の〇〇氏外5名から賃借権設定を受け、店舗及び貸店舗を建設しようとする申請でございます。

75号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏外3名から、所有権移転を受け、自己住宅及び店舗を建設しようとする申請でございます。

本件は、譲渡人の亡母が農地法の手続きをすることなく宅地として利用し始め現在に至っており、農地法違反を反省するとともに、「今後は農地法を厳守する」旨の始末書が提出されております。

- 76号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。
- 本件は、譲渡人の亡夫が農地法の手続きをすることなく貸駐車場として利用し始め現在に至っており、農地法違反を反省するとともに、「以後このような違法行為のないよう農地法を遵守する」旨の始末書が提出されております。
- 77号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏外3名から、所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。
- 本件は、譲受人の亡父が農地法の許可を受けることなく宅地として利用してきたものを譲受人が引き続いて利用しており、農地法違反を反省するとともに、「今後、このようなことのないよう十分注意し、法律を遵守する」旨の始末書が提出されております。
- 78号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、宅地への進入路へ転用しようとする申請でございます。
- 79号は、〇〇の〇〇氏が〇〇の〇〇氏外1名から、所有権移転を受け、露天貸資材置き場に転用しようとする申請でございます。
- 80号は、〇〇の株式会社〇〇が〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受け、賃貸共同住宅を建設しようとする申請でございます。
- 81号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。
- 82号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏外1名から、所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。
- 83号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏外2名から、所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。
- 84号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、使用貸借権設定を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。
- 85号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。
- 86号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。
- 87号は、〇〇の〇〇株式会社が、〇〇の〇〇氏外2名から、所有権移転を受け、貸作業場兼事務所を建設しようとする申請でございます。
- 88号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

89号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。
以上20件、ご審議よろしく願いいたします。

議長 以上、20件であります。地元の委員からご意見等ございませんか。

地区委員 70号 問題ありません。
71号 問題ありません。
72号、73号、74号、75号、76号、77号 問題ありません。が、74号は、地元との覚書を交わしており、改良区とも協議中であることを確認済みです。
78号 問題ありません。
79号 問題ありません。
80号 問題ありません。
81号 問題ありません。
82号、83号 問題ありません。
84号 問題ありません。
85号、86号、87号 問題ありません。
88号、問題ありません。
89号 問題ありません。

議長 他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、20件を、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第3条・第5条関係

議長 次に、15ページ、議案第3号、農地法第3条の規定による許可及び農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を一括議題といたします。議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

16ページをお願いいたします。

まず、農地法第3条について、
第80号は、〇〇の合同会社〇〇が、〇〇の有限会社〇〇の農地上空に、営農型太陽光発電設備を設置するため、区分地上権について、賃貸借権を設定しようとする申請でございます。

次に、農地法第5条について、
第90号は、〇〇の合同会社〇〇が、〇〇の有限会社〇〇から賃貸借権の設定を受け、営農型太陽光発電設備等を建設するため支柱分の面積を、一時転用しようとする申請でございます。

以上、2件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長
〇〇委員

以上、2件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

この、営農型について、足元に作る具体的な作物はまだ決まっていらないのですか。

東予地区で議論が出たのですが、営農型太陽光発電設備の内容について詳しくわからない。例えば、ソルゴーをやるとかイタリアンをやるとか。何かその収益性等に関する資料的なものはないのですか。

議 長

この件について、具体的に資料はあがってきてないですかね。

この件は一応、飼料作物で申請が上がってくるようになっているのでは。

事務局

失礼します。イタリアンライグラスを栽培するという事で、営農計画書が提出されております。実際、新潟県ではあります。同じような設置状況でイタリアンライグラスを栽培しており、現地の農業委員会へ問い合わせたところ、概ね順調にできているということですので、事務局としては、しっかりやれば問題ないのではと考えております。

議 長

その中で、愛媛県ではまだ実績がわからない部分があるので、数量的なものは具体的にわからないところはあるが、新潟ではこれに取り組んで実績があるようです。今まで愛媛県では、桜とかしきびが認可になっているのがあります。

〇〇委員

〇〇の〇〇近くですので、農地の条件や付近の海の状態を考えると、果たしてあそこで営農型の作物ができるのか、ちょっと気になります。

議 長

書類的なものは別段クリアできていると思いますが、現単価の問題と、下に作る作物は自給自足じゃないですが、自分ところの餌用につくる目的もあるのだと思います。今まで実績がないぶん、心配な部分もありますが、県がそれを認めるのであれば、見守っていかないとはいけません。

〇〇委員
議 長 ここで可決して、県で決定するのですか。
 営農型は、判断としては、ここが通ったら県の決定で。下の作物
 が認可されれば営農型でいけると思います。
 そういうことでかまいませんか。

〇〇委員
議 長 はい。
 他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということでありますので、
 以上、2件を、原案どおり承認することとし、知事に進達いたし
 ます。

転用事業計画変更関係

議 長 次に、19ページ、議案第4号、農地法第5条にかかる転用事業
 計画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。
 議案内容を、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。
 20ページをお願いいたします。

議 長 5号・6号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏外16名から、
 所有権移転並びに賃借権設定を受けてホテル等3棟建設するものとして、
 平成30年1月の総会にてご審議いただき、進達・許可された案件であり
 ますが、事業計画の見直しにより、当初の計画にはなかった建築物の
 設計等が整ったことから変更承認を受けようするものです。
 7号・8号は、平成30年10月に第5条、その後、去る5月に事業計画
 変更についてご審議いただいた案件でございます。
 予定されていた建売住宅5棟分の土地のうち7号の2筆については、
 内容を変更して〇〇氏が2世帯住宅を建設することとなり、残った
 8号の公衆用道路を除く3筆については、引き続き〇〇が転用事業を行
 うため、それぞれ変更承認を受けようとするものです。
 9号は、〇〇の〇〇株式会社が、〇〇の〇〇氏外2名から、所有権移
 転を受けて、貸工場を建設しようと、令和元年5月の総会にてご審
 議いただき、進達・許可された案件でありますが、事業規模拡大のため、
 隣接地を購入して一体的に転用事業を行う

	<p>ことになったため、変更承認を受けようとするものでございます。</p> <p>以上、5件、ご審議よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。以上、5件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。</p>
地区委員	<p>5号、6号 問題ありません。</p>
〇〇委員	<p>7号、8号、はや現地を見に行っただのは3回目なんです。要望があつて計画変更するらしいので、見た目には全然問題はないのですが、あまりにもたびたび変更するので、できたら計画通りにやってもらいたいと思います。業者が、家を建てる人の要望に沿ってやっているということで、問題ありません。</p>
議 長	<p>事務局は、再三にわたる事業計画の変更について、業者に指導みたいなことはできるのですか。</p>
事務局	<p>短期間での変更なので、苦言を呈することは申請代理人に言っております。</p>
議 長	<p>文書ではなく、口頭だけですか。</p>
事務局	<p>口頭だけです。</p>
地区委員	<p>9号、問題ありません。</p>
議 長	<p>他に、ご意見・ご異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。『異議なし』ということでありますので、以上5件を、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。</p>
	<p>農用地利用集積計画に対する意見の決定について</p>
議 長	<p>次に、25ページ、議案第5号、農用地利用集積計画について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>件数が多いため、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。</p>

詳細につきましては、議案書28ページから、41ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、74件、面積は、18万7,324㎡となっております。

また、所有権移転は、4件、面積は、6,073.00㎡となっております。以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。以上、事務局が説明した内容でございますが、ご意見・ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。
報告承認案件

議長 次に、議案書42ページ、報告承認案件について、内容を事務局から報告いたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。
令和元年6月16日から、令和元年7月12日までの
受付期間中に、農地法第18条第6項、
解約通知を17件 受理いたしております。
また、3条取り下げ願いを2件、4条取り下げ願いを1件、農地バンクへの利用登録を1件、それぞれ受理いたしております。
ご了承をお願いいたします。

議長 ただ今、報告・承認案件について事務局より報告がありましたが、これに対して、何かご意見・ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 はい。無いようでございますので、以上で、報告・承認案件を終了いたします。
以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。他に何かご意見等ございましたらお受けいたしますが、ございませんか。

〇〇委員 6ページの72,73号ですが、先ほど事務局のほうから申請書の取り下げ願いが出たということで円満に解決したのですが、昨晚

の東予地区の検討会では、土地調査士の方から書類が上がったら、十分チェックしてくださいという意見が出ました。特に地元の委員さんはこの問題で非常に苦勞しておりますので、よろしく願います。

議長 わかりました。ご意見ありがとうございます。

事務局 その他（農地パトロールについて）

事務局から、農地パトロールについてご説明いたします。

その前に、飯岡、禎瑞、氷見及び新屋敷地区につきましては、2名の委員の共同担当になっておりますので、担当される方のみ、地図及び蛍光ペンを入れております。ご了承下さい。まず配布物の確認をお願いします。ビニールファイルの中にバインダー、黒ボールペン、イエロー・ピンクの蛍光ペン及び地図を入れております。なお、バインダーの表裏には議席番号のシールを貼っています。次にバインダーに挟めてある資料上から地図配付表、農地利用状況調査実施要領と台帳及び新たに発生を確認した遊休農地台帳があります。地図配付表は、担当される校区、大字及び地図番号は太文字で記載しており、それぞれ番号の地図が入っています。次にどのような調査をするかではありますが、例年通りで台帳、地図により遊休農地を確認し、その確認日、放棄区分、また放棄区分が3の荒廃解消と判定した場合のみ解消区分（A・B・C）のいずれかを記入願います。遊休農地の判定区分は3種類あります。詳しくは、農地利用状況調査実施要領の2ページをご確認ください。なお農地利用状況調査台帳の一番右の備考欄は、過年度の調査に伴う要望、聞き取り、農地の状況を参考に記載しております。あくまで昨年度以前の状況です。次に地図の色分けですが、昨年度、皆様方の調査結果を示しております。数字の1は再生可能地で黄色。数字の2は再生困難地で赤色。数字の3は荒廃解消地で紫色で示しています。今年度、新たに遊休農地を確認した場合は、調査台帳の最後にあります新たに発生を確認した遊休農地台帳へ大字、地番、地図番号、確認日、放棄区分をご記入下さい。また地図の方にも蛍光ペンで、再生可能地はイエロー、再生困難地ピンクで、囲む程度で構いませんので示して下さい。調査は8月9日から10月6日までの間をお願いします。ご多忙中、暑さも厳しいおそれ縮ですが、どうかよろしくお願いいたします。遊休農地の調査が終了すれば、本庁または支所の農業委員会へご提出願います。最後に農業委員会活動記録簿にも、パトロール日時、場所、及び件数を記録するよう願います。なお詳しい説明が

必要な方は農業委員会事務局渡邊まで連絡下さい。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

他に何かご意見等ございませんでしょうか。
ないようですので、以上をもちまして本日の総会を閉じます。
慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第3条の規定による許可及び農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認

9. 閉会の日時

令和元年8月8日 午後2時40分